



島根県報

令和2年11月13日（金）

号外 第 134 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正 (学校企画課) 2

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月13日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第21号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 3 会計年度任用職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の休職の手続については、第1項の規定にかかわらず、総務課長が別に定める。

第28条の2第1項中「（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第37条中「教育庁総務課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令**島根県教育委員会訓令第8号**

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月13日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第18条に次の1項を加える。

- 3 会計年度任用職員が法第28条第2項第1号に規定する休職をしようとする場合の手続については、第1項の規定にかかわらず、教育庁総務課長又は学校企画課長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年11月13日から施行する。